



平成 30 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社総医研ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石神 賢太郎
(コード番号 2385 東証マザーズ)
(URL. <http://www.soiken.com/>)
問合せ先 取締役財務部長 田部 修
(TEL. 06-6871-8888)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 30 年 8 月 17 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成30年 9 月 26 日開催予定の当社第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 定款変更の理由

- (1) 監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第 427 条の規定により責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 31 条（監査役の責任限定契約）を新設するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

II 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役の責任限定契約)</u>
第31条～第34条 (条文省略)	第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
	第32条～第35条 (現行どおり)

III 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 平成30年 9 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成30年 9 月 26 日

以 上